

1. 大倉健康保険組合一般保険料率及び調整保険料率

(1) 一般保険料率

①一般保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	49.355 / 1,000	49.380 / 1,000
	被保険者	49.355 / 1,000	49.380 / 1,000
	計	98.710 / 1,000	98.760 / 1,000
実施（予定）年月日		令和2年2月1日	令和2年3月1日

(内訳)

基本保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	32.610 / 1,000	34.320 / 1,000
	被保険者	32.610 / 1,000	34.320 / 1,000
	計	65.220 / 1,000	68.640 / 1,000
特定保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	16.745 / 1,000	15.060 / 1,000
	被保険者	16.745 / 1,000	15.060 / 1,000
	計	33.490 / 1,000	30.120 / 1,000

(2) 調整保険料率

②調整保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	0.645 / 1,000	0.620 / 1,000
	被保険者	0.645 / 1,000	0.620 / 1,000
	計	1.290 / 1,000	1.240 / 1,000
実施（予定）年月日		令和2年2月1日	令和2年3月1日

(3) 一般保険料率と調整保険料率を合算した率

① + ②		変更前	変更後
負担割合	事業主	50 / 1,000	50 / 1,000
	被保険者	50 / 1,000	50 / 1,000
	計	100 / 1,000	100 / 1,000
実施（予定）年月日		令和2年2月1日	令和2年3月1日

標準報酬年総額	法定医療給付費等	左の額の見込所要 保険料率
2,043,980	178,630	1,000分の 87.39

貴組合の修正率	基本調整保険料率	貴組合の調整保険料率
0.955	1,000分の 1.30	1,000分の 1.24 (-)

注)・平成30年度 の収入支出決算実績の数値を基準に算出したもので、全組合平均の見込所要保険料率は1000分の76、Xの値は8です。
 ・調整保険料率は基本調整保険料率×修正率です。
 ・小数点以下の整理…修正率は小数点以下第4位を四捨五入し第3位まで、調整保険料率は小数点以下第3位を四捨五入し第2位までとなっています。

健康保険法施行令第67条第3項の規定に基づく修正率を求める際の基準数値および交付金交付事業に係わる事業規模については11月18日 開催の交付金交付事業委員会において了承されました。

本通知の修正率・調整保険料率は厚生労働大臣によって承認され次第、正式決定となります。

本通知の内容等に変更があった場合、別途ご連絡いたしますが、変更がない場合にはあらためてご通知いたしませんのでご了承ください。

I 見込所要保険料率等の算式

$$\text{見込所要保険料率} = \frac{\text{法定医療給付費等合計} \times 1}{\text{標準報酬年総額} \times 2} \times 1,000 (\text{小数点以下第3位四捨五入})$$

※1. 法定医療給付費等の金額は、平成30年度 の収入支出決算実績数値による療養給付費、入院時食事・生活療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、第二家族療養費、高齢者療養給付費、前期高齢者納付金等納付金、組合員現物給付換算額の合計に事業主医療機関割引額を加えた額から前期高齢者交付金を引いた額です。

※2. 標準報酬年総額は、平成30年度 の収入支出決算実績数値による年間平均被保険者数×年間平均標準報酬月額×12(特例退職被保険者を含む)+総標準賞与額(年間合計額)です。

平成30年度 の収入支出決算実績数値は、令和1年9月9日付健連発第356号でご案内いたしました「健康保険法施行令第67条第3項の規定に基づく令和2年度 修正率・調整保険料率算定の基礎となる平成30年度 決算数値確認報告」でご報告いただいた金額を基にしております。

II 修正率の算式 (全組合平均の見込所要保険料率 76、Xの値 8)

組合の見込所要保険料率が 68 以上 84 以下の場合

$$\text{修正率} = 1$$

組合の見込所要保険料率が 68 未満の場合

$$\text{修正率} = 1 + [76 - (\text{組合の見込所要保険料率} + 8)] \div 76$$

組合の見込所要保険料率が 84 超の場合

$$\text{修正率} = 1 + [76 - (\text{組合の見込所要保険料率} - 8)] \div 76$$

以上のことから貴組合の修正率の算式は、以下の通りとなります。ただし、計算の結果が1.4995以上になる場合には、修正率は上限の1.5となります。

$$\text{修正率} = 1 + [76 - (87.39 - 8)] \div 76 = 0.955$$

※ 貴組合の調整保険料率は、前年度より減っています。